

# 総務教育常任委員会資料

(令和3年8月20日)

【 件 名 】

- ・ 令和3年度第1回鳥取県ヤングケアラー対策会議の開催結果等について  
(いじめ・不登校総合対策センター) …………… 2

教 育 委 員 会

## 令和3年度第1回鳥取県ヤングケアラー対策会議の開催結果等について

令和3年8月20日  
家庭支援課  
いじめ・不登校総合対策センター

本県におけるヤングケアラー対策を検討するため、令和3年度第1回会議を開催したので、概要を報告します。

### 1 開催概要

- (1) 日時 令和3年7月2日(金) 午前10時から正午まで  
(2) 場所 鳥取県立図書館大研修室 (委員のうち、1名はオンライン参加)  
(3) 出席者 委員12名

区分	団体名	職名	氏名
学識経験者	島根大学法文学部・人文社会科学研究所	教授	宮本 恭子
支援機関	鳥取県介護支援専門員連絡協議会	会長	石田 良太
	鳥取中央地域包括支援センター	所長	武田 恵子
	相談支援センターサマーハウス	相談支援専門員	西田 瑞徳
	鳥取県医療ソーシャルワーカー協会	会長	中瀬 香里
教育	鳥取県高等学校長協会	会長	岩田 直樹
	鳥取県中学校長会	会長	山本 淳一
	鳥取市教育委員会	教育長	尾室 高志
	公立鳥取環境大学	事務局次長兼学務課長	吉田 道生
	いじめ・不登校総合対策センター	スクールソーシャルワーカースーパーバイザー	福島 史子
行政	鳥取市こども家庭相談センター	所長	田中 隆志
	福祉相談センター	所長	川本 由美子

### (4) 出席者からの主な意見

- ・教員へのヤングケアラーの研修が必要
- ・県立高等学校への悉皆調査が必要
- ・学校においてヤングケアラーを発見する仕組みが必要
- ・要支援者の法的根拠が不明確。公的な解釈を作してほしい
- ・どこに相談したらいいかという窓口、流れ（フロー）を整理してほしい
- ・ヤングケアラーを発見した後、福祉・医療・教育など様々な分野をつなぐネットワークが必要、連携する上で司令塔（支援をマネジメントする機関）を明確にすることが重要
- ・福祉教育を学校でできたらよい。ヤングケアラーや介護に限らず、よりよく生きるためのライフイベントなどをどう乗り切るかといった総合的な福祉教育の充実

### (5) 今後のスケジュール（案）

- ア 2回目会議 青少年意識調査の結果、これまでの取組を整理・分析し、課題に対する対策等を検討  
イ 3回目会議 課題に対する対策の最終調整と予算要求に向けた作業  
ウ 4回目会議 次年度予算と今後の対策のまとめ

## 2 事業の進捗等

### (1) 相談窓口の実績 (R3. 4. 1～R3. 7. 31)

- ア 相談等の件数 8件（うち、相談4件、問合せ3件、意見1件）

#### イ 相談事例

##### <事例①>

- 家族の世話が辛いと訴えている生徒がいると学校から相談があり、相談窓口が中心となり、スクールソーシャルワーカー、保護者、生徒、障がい者相談支援業所で複数回の面談を実施。
- 生徒の希望も踏まえて、家族が利用している障害福祉サービスについて、生徒の負担が軽減されるよう利用回数を増やすことにより、生徒の負担を軽減した。また、家族が受給できる公的な手当（特別児童扶養手当）の申請を勧め、その後、父親が申請を行った。

##### <事例②>

- 「幼い妹の世話（遊ぶ、あやす、食事介助等）をととてもよくしてくれる娘がいるが、自分がヤングケアラ

一にしているのではないかと」と母親から相談があった。ケアによる長女の生活に影響はなく、登校・部活・自分の時間の確保など問題なくできているため、現状ではヤングケアラーではないことと、心配なら児童との面接も可能であることを伝えた。

## (2) SNS相談窓口の設置（期間限定）

計画段階から実施まで民間事業者と連携・協働して地域の課題解決を目指す「公民連携推進事業」で、「夜間休日のヤングケアラーSNS相談」を民間団体と連携して試験的に実施。結果を検証し、今後の相談体制の拡充に向けた検討を行う。

ア 相談受付 令和3年8月下旬～9月末

イ 実施機関 N. K. Cナーシングコアコーポレーション合同会社  
代表 神戸貴子（かんべ・たかこ）氏

ウ 事業スケジュール

現在、SNSによる相談体制作りと広報を行っており体制が整い次第相談対応を行う。9～12月にかけて実施機関が結果を検証するとともに県に対する提言をまとめる。

## (3) 実態調査

中・高校生のみならず、小学生や青年層においても（ヤング）ケアラーの実態を把握するため、本県の青少年育成意識調査を活用して実施した。

ア 実施時期 令和3年7月

イ 対象者 小5・中2・高2（各400名）及び29歳以下の青年層（1,700名）

ウ 調査内容 ヤングケアラーへの該当、ケアによる影響、希望する支援、等

エ 調査結果 単純集計…11月上旬に判明  
クロス集計…令和4年1月に判明 } 令和4年度予算へ反映

## (4) リーフレット等の啓発物品の配布

リーフレットや学校・図書館など子どもの利用施設に掲示するポスターを9月末までに作成・配布、子どもに対してヤングケアラーであることの気づきや相談を促す。

啓発物品	内容
リーフレット	○配布部数 50,000 枚（全生徒への配布を検討） ○配布先約 200 箇所（県内の全中学校・高等学校・特別支援学校・義務教育学校、市町村、図書館、医療機関、民生委員協議会など）
ポスター	○ポスター4,000 枚 ○配布先約 200 箇所（リーフレットと同じ）
メディア等の広報媒体を用いた情報発信	○テレビCM、インターネット媒体（Youtube 動画開始時等に差し込む広告）を用いて、ヤングケアラーの普及啓発、電話相談窓口の周知を行う。（広報期間は調整中）

## (5) ヤングケアラーの実情と対策を学ぶ講演動画の配信

対策会議の委員でもある島根大学法文学部宮本教授による講演動画を作成し、教育関係者、行政関係者、子どもに関わる専門職等に配信することにより、支援者の理解促進と対応力向上を図る（9月予定）。

## (6) 教職員等に対する取組

ア ヤングケアラーに関する校内研修用の動画配信

学校における教職員のヤングケアラーに関する理解促進を図るため、夏季休業中等を利用した校内研修用の動画を8月5日に学校教育支援サイトに掲載し、研修を行っているところ。

イ 参考

- ・令和3年度養護教諭研修（県教育センター主催研修会：オンライン配信 5月21日～28日）  
いじめ・不登校総合対策センター指導主事から、今後「学校に求められていること」の一つとして、ヤングケアラーへの支援を含む教育相談体制の充実や支援方法について説明した。
- ・令和3年度 第1回スクールソーシャルワーカー連絡協議会（令和3年6月28日（月））  
「ヤングケアラーについて」を演題に、米子児童相談所職員がスクール・ソーシャルワーカーや市町村教育委員会担当者等に対する講義を行った。  
〔講義内容〕ヤングケアラーとは、ヤングケアラーの状況が生じる背景、ヤングケアラー対策のポイント等